

平成 16 年 3 月 15 日策定

**白石市第三次行政改革大綱
(行財政運営システム改革プラン)**

白石市行政改革推進本部

I 基本理念

「市民サービスの向上と効率的な行政運営」を目的とした地方分権の時代にふさわしい積極的な改革を推進します。

II 基本方針

自治体は今、急速な少子高齢化時代の到来や地方分権、市町村合併という大きな社会情勢の変化による地方自治の自立の時代を向かえ、多様化する行政課題に対応した行財政運営は、地方自治法第2条第14号の理念に沿った一層の行政サービスの向上と簡素で効率的な具体的施策を展開することが求められます。

また、市民とのパートナーシップによるまちづくりや行政評価における説明責任など開かれた自治体としての新たな課題については、補助金削減・国から地方への税源移譲・地方交付税見直しを一括で進める「三位一体改革」の構造改革を視野に入れて、政策立案における財政面の対応策や財政状況の説明手法となる「財務技術」の推進が必要となり、「政策法務」能力の向上とともに、財務における「政策財務」の技術により行財政改革としての取組みが重要です。

今回の第三次行政改革は、平成8年に策定した第二次行政改革大綱の評価・分析による改善と、新たな時代背景を要因とする「地域の個性を發揮し、心の豊かさを追求した品格と賑わいのあるまちづくり」を成果主義行政のシフトとして、行政事務の電子自治体の実現を柱に「行政改革は住民のために、改革は現場から」を目標とします。

III 取組期間

取組期間は平成16年度から平成20年度までとします。

IV 数値目標

組織・財政面などあらゆる側面で、よりわかりやすく行政改革を推進するため、次のとおり数値目標を設定します。

1 組織、機構の見直しに関すること

- 組織の適正管理を図り、各部及び教育委員会事務局の1課を削減します。
- 地方分権の推進、新しい行政課題への対応を視野に、職員定員管理の適正化に資するため、定員適正化計画を策定し、職員を5%削減します。

2 事務事業の改善に関すること

- 諸手当及び旅費等の支給見直しを図り、15%の削減をします。
- 公用車の一括管理の再構築による効率化を図り、所有台数を10%削減します。
- 民間の専門性・効率性の導入による市民サービスの向上及び行政の効率化を図り、委託による職員の定員管理の適正化及び内部管理費を10%節減します。
- 行政に市民ニーズをより的確に反映させる策定決定のための審議会等については、市民との協働による行政づくりを確保しつつ、見直しを図り、構成委員数を20%削減します。

3 行政情報化、環境情報化等行政サービスの向上に関すること

- インターネットを活用した情報の双方向性の実現のため、例規の電子化を行い、例規に係る需用費20%削減と、ホームページ掲載による行政サービスの拡大を図ります。
- 基幹系情報システムの再構築の検討を行い、業務の一部をアウトソーシングに移行し、維持管理費の削減をします。
- 災害時の情報処理機能を高めるシステムの導入については、土地分類調査データや地理情報システム（G I S）等を活用し、インターネットや広報誌等で広く周知できるようにします。

4 経費の節減、合理化等財政の健全化に関すること

- 経常経費の節減に努め、15%削減をします。
- 主要財政指標については、経常収支比率を概ね80%台を維持し、公債費比率については、概ね15%を超えないこととします。
- 各種補助金等については、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効率等の観点から平成16年度から見直しを行い、10%の削減を目標とします。
- 公共工事において限られた財源を有効に活用し、機能・品質を確保しつつ、経費の10%低減を目標に、公共工事コスト縮減計画を策定します。
- 市税等の自主財源の確保を図るため収納率1%の向上を目標とします。

5 広域行政に関すること

- 効率性、経済性などから行政基盤の強化となる場合の対策調整を行います。

V 行政改革実施重点事項・・・目標年次と進め方

簡素で効率的な行政システムを視点に、次の重点項目の推進に努めます。

なお、新たな行政課題に応じて、適宜、追加・修正される場合があります。

| | | |
|---|-------|--------|
| 1 組織、機構の見直しに関すること | ----- | 4 ページ |
| ・行政総合窓口システムの整備によるワンストップサービスの推進 | | |
| 2 事務事業の改善に関すること | ----- | 6 ページ |
| ・業務の合理化及び効率化と多様化する住民ニーズに対応するアウトソーシングの推進 | | |
| 3 行政情報化、環境情報化等行政サービスの向上に関すること | ----- | 8 ページ |
| ・インターネットによる行政情報の提供及び情報セキュリティの整備 | | |
| 4 経費の節減、合理化等財政の健全化に関すること | ----- | 9 ページ |
| ・財政の健全化及び自主財源の確保。収納体制の整備 | | |
| 5 広域行政に関すること | ----- | 10 ページ |
| ・行政基盤の強化について対策調整を推進 | | |

VI 行政改革実施プログラム

当市は、21世紀の自治体像を効率的で開かれた、地域の個性を發揮し、心の豊かさを追求した品格と賑わいのあるまちづくりを目標に、行政改革は住民のために、改革は現場からを目指すため、具体的な取組を行うために第三次行政改革実施プログラム

としてまとめました。

基本的な視点

1. 新しい課題への挑戦、創造及び変革

「分権時代」にふさわしい行政改革を実行するため、その方針や目標について市民や職員の意見を俯瞰できる、チャレンジ（挑戦）、クリエイティブ（創造）及びチェンジ（変革）を基本とする視点

2. 市民満足度の向上

市民と行政のパートナーシップに基づいて行政改革が展開されているか、市民満足度（カスタマー・サティスファクション）を向上させるための具体的な目標値や、市民ニーズ等を把握し、業務改善を図る視点

3. コスト意識の高揚

事業の計画策定及び実施について民間等への業務委託を検討したか、人員の確保については、嘱託や臨時職員の活用等を検討した（コスト・パフォーマンス）か、効率性やスリム化の確保の視点

4. 協働による改革

市民との協働による行政づくりのために、事業の計画策定から実施にいたるまで、市民等の意見を反映する（コラボレーション）視点

5. 主要な成果目標の設定

透明で公平な行政を確立するために、説明責任への対応など明確な数値目標を設定し、理論的、体系的かつ分析的に考える（ラショナル）視点

VI 実施計画の管理

行政改革の実施重点項目には、直ちに実施できるものと検討、調整を必要とするものがあります。行政改革を実現するために、それぞれの項目に目標年度、目標数値を設定した行政改革プログラムにより、毎年度の実施事項を策定し、進捗状況を管理します。

行政改革の取組を継続的に行う手法として、事務事業マネジメントサイクルによる行政経営システムを導入します。

